

る。

イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書の場合にあつては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする(インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。)

ロ 法第12条の2第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあつては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあつては60日前。)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

- (イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
- (ロ) その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称
- (ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (ニ) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書記載の製品の明記を含む。)
- (ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職
- (ヘ) 後記12の2—7に規定する回答期限

(5) 法第12条の2第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であつて、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法
シンガポール協定	シンガポール協定第33条1
メキシコ協定	メキシコ協定第44条1(d)

なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間)

12の2—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保

管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。

経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）
シンガポール協定	製品の輸入から3年間（同協定第33条1）
メキシコ協定	メキシコ協定原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第43条1及び2）
マレーシア協定	マレーシア協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第40条10、第42条(b)）
チリ協定	チリ協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第44条10、第45条(b)）
タイ協定	タイ協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第40条10、42条(b)）
インドネシア協定	インドネシア協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第41条10、第42条(b)）
ブルネイ協定	ブルネイ協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定第37条10、第39条(b)）
アセアン包括協定	アセアン包括協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定附属書4第5規則1及び2）
フィリピン協定	フィリピン協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第41条10、第42条2）
スイス協定	スイス協定原産地証明の発給の日又は作成の日から3年間（同協定附属書2第23条1から5まで）
ベトナム協定	ベトナム協定原産地証明書の発給の日から3年間（同協定附属書3第5規則1及び2）
インド協定	インド協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定附属書3第5節1及び2）
ペルー協定	ペルー協定原産地証明の発給の日又は作成の日から5年間（同協定第64条1から5まで）
オーストラリア協定	オーストラリア協定原産地証明書の発給の日又はオーストラリア協定原産品申告書の作成の日から5年間（同協定第3・20条1(a)）
モンゴル協定	モンゴル協定原産地証明書の発給の日から5年間（同協定第3・16条11、第3・17条(b)）

（協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）